

大通達甲（総務）第1号
令和元年7月5日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
各警察署長 殿

警務部長

被疑者取調べの監督の実施に係る留意事項等について（通達）

被疑者取調べの監督に関しては、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）、被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号。以下「監督規程」という。）等に基づき実施しているところであるが、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「被疑者取調べの監督の実施に係る留意事項等について」（平成30年3月30日付け大通達甲（総務）第1号）は、廃止する。

記

1 制度の趣旨

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

2 留意事項

適正化規則第2条第3項の趣旨を踏まえ、被疑者取調べの監督が、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

3 定義等（適正化規則第3条関係）

適正化規則第3条第1項各号の用語の内容、留意事項等は、次のとおりである。

(1) 被疑者取調べ（適正化規則第3条第1項第1号）

ア 被疑者取調べは、取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において警察官が行う被疑者の取調べをいう。

イ 「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する「取調べ室」と同義である。

ウ 「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘留所等の施設内の応接室、会議室等をいい、犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。

(2) 監督対象行為（適正化規則第3条第1項第2号）

被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が被疑者に対して行う不適正な取調べにつながるおそれのある行為を典型的に規定したものであるが、これが行われた被疑者取調べが直ちに不適正な被疑者取調べに該当することを意味するものではない。

ア やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。

(ア) 「身体に接触すること」としては、被疑者を殴打する行為が該当することはもとより、例えば、被疑者の肩を掴む行為もこれに該当する。

(イ) 「やむを得ない場合」としては、例えば、暴れだした被疑者を制圧するなどの場合や急病の被疑者を救護する場合等がこれに該当する。

イ 直接又は間接に有形力を行行使すること（前記アに掲げるものを除く。）。

例えば、被疑者に対してノート類を投げつける行為や誰も座っていない椅子を蹴り上げる行為等がこれに該当する。

ウ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

例えば、被疑者に対して「自白しないと家族を逮捕する」などと申し向ける行為等がこれに該当する。

エ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。

例えば、被疑者に対して取調べ中に床に正座をするよう要求すること等がこれに該当する。

オ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

例えば、接見禁止中の被疑者に取調べ室内で携帯電話により外部と連絡させたりする行為等がこれに該当する。

カ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

例えば、被疑者やその家族等の身体的特徴をあげつらったり、その信条や思想を侮辱する行為等がこれに該当する。

4 取調べ監督官（適正化規則第4条、監督規程第2条関係）

取調べ監督官は、被疑者取調べに関し適正化規則第4条第2項に規定する職務を行う者として本部長又は署長が指名する者であるが、具体的には、本部長の指名に係るものにあつては警務部総務課（以下「総務課」という。）の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者とし、署長の指名に係るものにあつては副署長（警部の階級にある警察官の総務課長を置く警察署にあつては、当該課長）としている。

なお、取調べ監督官たる副署長又は総務課長は、適正化規則第4条第3項の趣旨に反することのないよう、適正な職務執行に努めること。

5 取調べ監督補助者（適正化規則第4条、監督規程第3条関係）

(1) 取調べ監督補助者の指名等

取調べ監督補助者（以下「監督補助者」という。）は、適正化規則第4条第3項に規定する「(取調べ監督官の)職務を補助する者」として、監督規程第3条の規定に基づ

き、本部長又は署長が指名する者であるが、具体的には、本部長の指名に係るものにあつては総務課の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者等とし、署長の指名に係るものにあつては総務係の警部補の階級にある警察官のうちから指名する者等としている。また、執務時間外における署長の指名に係る監督補助者は、当直主任をもって充てることとしている。

なお、監督補助者の指名及び運用に当たっては、被疑者取調べの監督の責任者はもとより取調べ監督官であることに留意するとともに、適正化規則第4条第3項の趣旨に反することのないよう配慮すること。

(2) 本部長及び署長が必要があると認める場合における監督補助者の指名

ア 監督規程第3条第5項の「必要があると認めるとき」とは、取調べ監督官又は監督規程第3条第2項及び第3項に規定する監督補助者が入校等により長期間にわたつて不在となる場合その他業務上の理由等により、被疑者取調べの監督に係る業務を円滑に運用する上で本部長又は署長が必要があると認めるときをいい、この場合には、当該監督補助者のほかに警部補以上の階級にある警察官を監督補助者に指名できることとしている。

なお、監督補助者の指名に当たっては、監督の責任の所在を明確にするとともに、適正化規則第4条第3項の趣旨に反しないよう、指名の必要性及び指名する者の妥当性を厳格に判断すること。

イ 執務時間外の署長の指名に係る監督補助者は当直主任をもって充てることとしているが、警察署においては、当直主任としての業務の都合上、取調べ状況の確認が行えないことも想定されるため、当直主任の業務を補佐するいわゆる「当直副主任」を監督補助者として運用する必要性が生じる場合が考えられる。このような場合において、署長が必要があると認めたときは、同項の規定により「当直副主任（警部補の階級にある警察官に限る。）」を監督補助者に指名することができる。

なお、当直勤務について定めた規程上、当直副主任が規定されていない場合であっても、署長が必要があると認めたときは、当直副主任と同様に、「当直主任以外の当直員（警部補の階級にある警察官に限る。）」を同項の規定により監督補助者として指名することができる。

6 取調べ監督官と捜査主任官の相互の緊密な連絡（適正化規則第5条、監督規程第4条関係）

(1) 被疑者取調べの予定の連絡

被疑者取調べの予定の連絡（以下「予定連絡」という。）は、取調べ監督部門における被疑者取調べの監督業務の円滑な実施に資することなどを目的として、監督規程第4条の規定に基づき、実施するものである。

ア 予定連絡は、被疑者取調べに携わる警察官（以下「取調べ官」という。）が取調べ・監督状況一覧表（監督規程第1号様式。以下「一覧表」という。）により捜査主任官に報告し、当該報告を受けた捜査主任官が取調べ監督官に連絡すること。さらに、

取調べ監督官は、当該連絡に係る被疑者取調べが自所属以外に置かれる取調べ室に係るものである場合には、当該取調べ室に係る取調べ監督官に連絡すること。これは、他所属の取調べ官が行う被疑者取調べであっても、当該被疑者取調べが行われている取調べ室を管理する所属の取調べ監督官が、当該被疑者取調べの状況の確認を行うことができるようにするためである。

イ 取調べ監督官への予定連絡に関し、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずる場合には、必ずしも被疑者名や罪名まで連絡する必要はなく、予定時間と取調べ場所の連絡を行えば足りるものである。

ウ 取調べ官が、捜査主任官への被疑者取調べの予定の報告に係る一覧表を作成できない場合には、捜査担当課において代理作成すること。

エ 執務時間外における予定連絡は、監督補助者に対して行うことができることとしているが、具体的には、当該予定連絡に係る被疑者取調べが、警察署の取調べ室で行われるときは、当該警察署の監督補助者（当直主任等）に連絡することができるものである。

(2) 被疑者取調べの監督に必要な情報の共有

捜査主任官は、被疑者の健康状態、特異動向等、被疑者取調べの予定以外の情報であっても、被疑者取調べの監督を行う上で必要と認められるものについては、取調べ監督官に通知するなど、相互に情報を共有すること。

(3) 総務課長及び署長への被疑者取調べの予定の報告

取調べ監督官は、連絡を受けた被疑者取調べの予定に関し、当該予定日ごとに、警察本部の取調べ室に係る予定にあつては警務部総務課長（以下「総務課長」という。）に、警察署の取調べ室に係る予定にあつては署長に、それぞれ報告すること。

7 確認等（適正化規則第6条、監督規程第5条関係）

(1) 確認の方法

ア 被疑者取調べの状況の確認は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項の事件指揮簿をいう。以下同じ。）や取調べ状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第16号。以下同じ。）の閲覧、取調べ状況を把握するためのシステム（以下「システム」という。）の確認その他の方法により全ての被疑者取調べについて行うこと。

イ 「その他の方法」には、取調べ室の外部からの視認も含まれるが、視認を行うに当たっては、不定期な実施に努めること。

ウ 他所属（警察本部を含む。以下同じ。）で捜査中の事件に係る被疑者の取調べが自所属（警察本部を含む。以下同じ。）の取調べ室で行われる場合、取調べ監督官は、当該他所属の取調べ監督官等と緊密に連絡をとり、関係書類の写しの送付を受けるなどにより、必要な資料の共有に努め、当該被疑者取調べの状況を適切に確認すること。

エ 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負う。

この場合、警察法（昭和29年法律第162号）第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡すること。具体的には、丙県警察の事件に係る被疑者取調べが丁県戊警察署の取調べ室で行われる場合には、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、丁県戊警察署の取調べ室に置かれる取調べ監督官が、被疑者取調べの状況の確認を行い、また、当該確認の結果を丙県警察に通知する。

オ 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、その結果を一覧表の「監督状況」欄に記録すること。

(2) 必要があると認めるときの捜査主任官への通知

取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った場合において、適正化規則第3条第1項第2号に規定する監督対象行為（以下単に「監督対象行為」という。）に該当するか判然としなかったときに、捜査主任官に業務上の指導等を促すことが適当であると判断した場合等は、捜査主任官に当該確認の結果を取調べ監督結果通知書（監督規程第2号様式。以下「通知書」という。）により通知すること。この場合において、取調べ監督官は、当該確認の結果を当該通知書の「取調べ状況確認結果通知」欄に記録するとともに、その内容を総務課長に報告すること。

なお、当該通知に係る被疑者取調べが自所属において実施される他所属の指揮に係る事件に関するものである場合には、当該所属の取調べ監督官にも通知すること。

(3) 捜査主任官への措置要求、取調べ監督官への措置結果の通知等

取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った際、現に監督対象行為があると認めた場合は、捜査主任官に対して被疑者取調べの中止その他の措置を求めるとともに、その内容を通知書の「取調べ状況確認結果通知」欄に記録すること。この場合において、捜査主任官は、速やかに必要な措置を講じ、その内容を通知書の「措置結果」欄に記録するとともに、取調べ監督官に通知すること。

(4) 捜査主任官への措置結果の通知等

取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った際、現に監督対象行為があると認めた場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講じ、その内容を通知書の「措置結果」欄に記録するとともに、捜査主任官に通知すること。

なお、当該通知に係る被疑者取調べが自所属において実施される他所属の指揮に係る事件に関するものである場合には、当該所属の取調べ監督官にも通知すること。

8 苦情の通知（適正化規則第7条、監督規程第6条関係）

(1) 基本的な考え方

適正化規則第7条の規定は、飽くまで被疑者取調べに係る苦情が被疑者取調べの監督に資するものであることを前提としたものであり、警察法第79条第1項の苦情の処理その他同項の苦情以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではない。したがって、職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監

督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様に、「警察法第79条に規定する公安委員会に対する苦情の処理要綱」（平成13年5月30日付け大通達甲（総務）第1号ほか別添）及び「警察職員の職務執行に対する苦情に関する処理要綱」（平成26年12月19日付け大通達甲（監察）第3号ほか別添）（以下これらを「苦情処理要綱」という。）に規定する手続に従って適切に処理すること。

なお、被疑者取調べの監督は、被疑者取調べについての苦情の処理にも資するものであることから、取調べ監督官は苦情処理を担当する部署と緊密に連携すること。

(2) 取調べ監督官への通知、本部長への報告等

被疑者取調べに係る苦情申出の事実及び内容を取調べ監督官が確実に把握し得るよう、次により取調べ監督官への通知等を徹底すること。

ア 職員が被疑者取調べについて苦情の申出を受けた場合、当該職員が、捜査員であるときは捜査主任官に、留置担当官であるときは留置主任官に、捜査員及び留置担当官以外の職員であるときは当該職員の上位の階級にある職員に、それぞれ報告し、当該報告を受けた捜査主任官等は、警察本部にあっては総務課の取調べ監督官に、警察署にあっては自所属の取調べ監督官に、速やかに通知すること。また、取調べ監督官は、当該通知が、自所属以外に置かれる取調べ室に係るものである場合には、当該取調べ室に係る取調べ監督官に通知すること。

イ 前記アの規定により自所属に置かれる取調べ室に係る苦情の通知を受けた取調べ監督官は、速やかに総務課長を経由して本部長に報告すること。

(3) 検察官から警察官の取調べに関する不満等の陳述等についての連絡を受けた場合の措置

検察官から警察官の取調べに関する不満等の陳述等がなされた旨の連絡を受けた場合において、弁護士等（被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は弁護人をいう。）又は被疑者が公安委員会又は県警察に対して職員の職務執行について苦情の申出をする意思に基づいて不満等の陳述等を行ったと認められるときは、苦情処理要綱に定めるところに従って当該不満等を処理し、それ以外のときはこれに準じて当該不満等を処理するとともに、取調べ監督官への通知を行うなど適切に対応すること。

(4) 被疑者取調べに係る苦情の処理手続の流れ

被疑者取調べに係る苦情の申出を受けた場合においては、前記(1)から(3)までに定めるところにより処理するものとするが、苦情処理要綱に基づく手続を含む一連の苦情処理の流れは次のとおりである。

ア 職員が、被疑者取調べに係る苦情の申出を受けたときは、苦情処理要綱に定める手続を経て、警務部監察課（以下「監察課」という。）、当該苦情に係る警察本部の主管課（以下「本部主管課」という。）及び当該苦情に係る所属（以下「苦情対象所属」という。）がその旨及び内容を把握する。

イ 監察課、本部主管課又は苦情対象所属において、当該苦情に係る取調べ官から聴

取を行うなど事実関係の確認を行う。この場合においては、監察課が所要の調整又は指示を行う。

ウ 前記アと並行して前記(2)に定めるところにより、取調べ監督官への通知及び本部長への報告を行う。

エ 監察課、本部主管課又は苦情対象所属は、苦情の対象となった行為の監督対象行為該当性について取調べ監督官及び総務課に連絡する。

オ 前記ウ及びエを踏まえ、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると本部長が認めるときは、取調べ調査官が適正化規則第10条に基づく調査を行う。

カ 取調べ調査官は、監察課と調整の上、調査結果報告書を作成し、監察課、本部主管課及び苦情対象所属に送付する。

キ 苦情処理要綱に定めるところにより、事実関係の有無等について苦情の申出者に対する通知を行う。

9 巡察（適正化規則第8条、監督規程第7条関係）

巡察は、本部長が必要と認めるときに、巡察官を指名し、取調べ室を巡察させ、被疑者取調べの状況の確認を行わせるものである。

巡察官は、監督規程第4条の規定により本部長から指名された取調べ監督官をもって充てることとしている。

なお、取調べ監督官は、巡察官の行う巡察に協力すること。

10 被疑者取調べの状況等の報告（適正化規則第9条、監督規程第8条関係）

(1) 被疑者取調べの状況の報告

警察本部の犯罪捜査を担当する課若しくは隊の長又は署長は、その指揮に係る被疑者取調べの状況について、一覧表により、総務課長を経由して本部長に報告を行うこと。

(2) 取調べ監督官が講じた措置の報告

総務課長又は署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、適正化規則第6条第3項又は第4項（適正化規則第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の措置が講じられたときは、当該措置の内容について、通知書により、本部長に（署長にあつては、総務課長を経由して本部長に）報告すること。

11 調査（適正化規則第10条、監督規程第9条関係）

調査は、被疑者取調べについての苦情、被疑者取調べの状況等の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときに、本部長が取調べ調査官を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせるものである。

取調べ調査官は、総務課の警視の階級にある警察官のうちから指名する者としている。

取調べ監督官は、取調べ調査官の調査に協力するものとする。

なお、調査は、必要に応じ関係部署が調整の上行うこと。

12 被疑者取調べ状況等管理システムの運用

予定連絡、被疑者取調べの状況及び確認の報告等については、被疑者取調べ状況等管理システムを運用して行う。

なお、当該システムの運用に関して必要な事項については、別に定める。

13 都道府県警察間の連絡

被疑者取調べの実施連絡、視認結果の通知を始めとする都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による共助の依頼を実施するに当たり、各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に、当該所属の取調べ監督官に連絡し、連絡を受けた取調べ監督官が総務課の取調べ監督官にその旨を連絡することにより行うこと。

（総務課取調べ監督係）